

◎確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年七月二十三日内閣府・厚生労働省令第六号）

改正案	現行
<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 厚生年金基金又は企業年金連合会が、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十九条第一項の命令に違反し、同条第五項又は第六項の規定により解散を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該厚生年金基金又は企業年金連合会の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>二 十八（略）</p> <p>（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）</p> <p>第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第百七十七条の二第四項若しくは第百七十七条の三第四項の規定により法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面</p>	<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十九条第一項の命令に違反し、同条第五項の規定により解散を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>二 十八（略）</p> <p>（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）</p> <p>第十一条 記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。</p> <p>一 四（略）</p>

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

- 一 法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十条第二項（令第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

二・三 (略)

3・4 (略)

様式第七号（第十二条関係）

1～3 (略)

4. 報告者が法第2条第7項第1号イの業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用商 品名	加入者数	個人別管理 資産総額	運用の方 法の種類	元本確保の 運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数				
	企業型年金運用指図者数				
	個人型年金加入者数				
	個人型年金運用指図者数				
	合 計				
	企業型年金加入者数				
	企業型年金運用指図者数				

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

- 一 法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十条第二項（令第三十八条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

二・三 (略)

3・4 (略)

様式第七号（第十二条関係）

1～3 (略)

4. 報告者が法第2条第7項第1号イの業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用商品名	加入者数	個人別管理資産総額
	企業型年金加入者数	
	企業型年金運用指図者数	
	個人型年金加入者数	
	個人型年金運用指図者数	
	合 計	
	企業型年金加入者数	
	企業型年金運用指図者数	

個人型年金加入者数	人			
個人型年金運用指図者数	人			
合 計	人			
企業型年金加入者数	人	円		
企業型年金運用指図者数	人	円		
個人型年金加入者数	人	円	＝	＝
個人型年金運用指図者数	人	円	＝	＝
合 計	人	円		

(備考)

1. 営業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に及び、該当する号番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

5. 給付の状況

【企業型年金】

給 付	営業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
-----	--------------------------	--------------------

個人型年金加入者数	人	円
個人型年金運用指図者数	人	円
合 計	人	円

(備考) 営業年度末の状況について記載すること。

5. 給付の状況

【企業型年金】

給 付	営業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
-----	--------------------------	--------------------

老齢給付金	年金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
一時金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
障害給付金	年金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
死亡一時金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
脱退一時金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
計	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)

老齢給付金	年金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
一時金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
老齢給付金	年金	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)
死亡一時金	男 _____ 人	円	
	女 _____ 人	円	
	計	_____ 円	
計	男 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	女 _____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)	
	計	_____ 人 ( _____ 人)	円 ( _____ 円)

計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )
---	-------------	-------------

【個人型年金】

給付	営業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）			
			年金	一時金	計
老齢給付金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
障害給付金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
死亡一時金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		

【個人型年金】

給付	営業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）			
			年金	一時金	計
老齢給付金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
老齢給付金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
死亡一時金	男	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	女	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		
	計	人 ( ) 人 ( )	円 ( ) 円 ( )		

脱退一時金	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )
計	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )

6. (略)

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の状況)

7. 法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男	【個人型年金】 男	【個人型年金】 男	【個人型年金】 男
女 計	女 計	女 計	女 計
【総計】 男 女	【総計】 男 女	【総計】 男 女	【総計】 男 女

脱退一時金	男	人	円
	女	人	円
	計	人	円
計	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )

6. (略)

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の状況)

7. 法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男	【個人型年金】 男	【個人型年金】 男
女 計	女 計	女 計
【総計】 男 女	【総計】 男 女	【総計】 男 女

社	社	社	社
---	---	---	---

営業年度内の実績を記載すること。

8. 9. (略)

(法第 8 3 条第 2 項の規定による通知の状況)

10. 企業型記録関連連運管理機関が法第 8 3 条第 2 項の規定により行った個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等

運用関連連運管理機関名等	件数	移換金額
	△	円
	△	円
社	△	円

(備考)

1. 当該事業年度内に法第 8 3 条第 1 項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第 2 項の規定による通知の実績を記載すること。
2. 「運用関連連運管理機関名等」は、当該通知をした者に係る法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を受託している運用関連連運管理機関名又は事業主名を記載すること。
3. 件数の多い順に記載すること。

様式第八号 (第十三条関係)

社	社	社
---	---	---

営業年度内の実績を記載すること。

8. 9. (略)

様式第八号 (第十三条関係)

(表 面)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (略)  
一～五 (略)

(略)

(表 面)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 (略)  
一～五 (略)

(略)